

平成 24 年 12 月

会 員 各 位

社団法人 東京建設業協会

社会保険未加入対策推進協議会(会議資料)の送付について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて国土交通省では、建設産業の社会保険加入を促進するため、行政、建設業団体、関係団体による「社会保険未加入対策推進協議会」を5月29日に設置して対策を進めているところです。

このたび、10月31日に標記の第2回全国協議会が開催されて、参加建設業団体から「社会保険加入促進計画」及び「法定福利費の標準見積書」が取りまとめられました。

当協会では、(一社)全国建設業協会が策定した「社会保険加入促進計画」にもとづき加入促進に努めていく所存です。今後、広報誌等を通じて「全国協議会」及び「関東地方協議会」などの取組情報を提供するとともに、「建設産業の再生と発展のための方策 2011、2012」に掲げた公共工事の入札契約制度の改革等の方策と一体となった推進を行政に対して要請を行っていきたいと思います。

つきましては、下記のとおり資料を配付いたしますので、社会保険未加入対策への取組みをよろしくお願いします。

記

1 社会保険未加入対策促進協議会 (会議資料)

第1回 議事概要(平成24年5月29日開催)

第2回 議事概要(平成24年10月31日開催)

※詳細は国土交通省ホームページ参照

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000064.html

2 社会保険加入促進計画 (一般社団法人 全国建設業協会)

[お問い合わせ]

社団法人東京建設業協会 事業部広報研修課

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1

TEL 03-3552-5656 / FAX 03-3555-2170

Mail koho@token.or.jp

第1回 社会保険未加入対策推進協議会（概要）

1. 開催日時等

平成24年5月29日（火）15：30～17：00

於 合同庁舎3号館10階共用会議室

2. 参加者

蟹澤教授（芝浦工業大学）、建設業者団体73団体、その他関係団体14団体、厚生労働省職業安定局、同省労働基準局、同省年金局、同省保険局、国土交通省土地・建設産業局 等

3. 議事概要

（1）社会保険未加入対策の全体像に関する説明

- ・事務局より、現在推進している社会保険未加入対策の概要や社会保険未加入対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）の設立趣旨について説明[資料1]。

（2）推進協議会の規約承認・会長等の決定

- ・推進協議会の規約案を満場一致で承認[資料2]。
- ・会長に芝浦工業大学の蟹澤教授を選出。
- ・副会長として、東京大学の水町教授（会長代行）、（社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（社）建設産業専門団体連合会を会長より指名。

（3）社会保険未加入対策に関する各種方策の説明

社会保険未加入対策の推進に向けた次の各種方策について事務局より説明。

- ・推進協議会参加団体における社会保険加入促進計画の策定についての枠組み案[資料3]
- ・行政機関における実施計画[資料4]
- ・専門工事業団体における法定福利費の標準見積りの明示[資料5]
- ・地方における推進協議会の開催[資料6]
- ・周知啓発のための資料案[資料7]

(4) 社会保険加入促進計画の策定例の発表

- ・(社)日本建設業連合会より、同連合会が4月に策定した社会保険加入促進計画をプレゼンテーション[資料8]。

(5) 意見交換

参加した関係団体代表より質疑のほか、次のような意見があった。

- ・前向きに対応するが、我々としては発注者・元請から法定福利費を確保する必要がある。法定福利費の確保に向け、前向きな対応をお願いしたい。法定福利費が費用一式の中に隠れてしまうと困るので、しっかりとした対応をお願いしたい((社)日本建設大工工事業協会)。
- ・既にパンドラの箱は開いており、社会保険未加入対策を進めるしか生き残る道は無い。取組を是非とも成功させたい。そのためにも、法定福利費の真水をきちんと確保する必要がある。発注者や総合工事業団体、そして我々専門工事業団体が労働者に至るまで費用を流して行く必要がある((社)全国鉄筋工事業協会)。
- ・推進協議会の発足により建設産業が一体となって進められるようになる。保険加入に関する実態調査を行ったところ、本来であればやらなければならないことをやっていないという実態が浮かび上がってくる。非常に大変なことではあるが、本来は義務である社会保険への加入を徹底し、業界にも周知していきたい((一社)日本塗装工業会)。

(6) 推進協議会における申し合わせ

- ・行政、元請団体、下請団体等の関係者が一丸となって社会保険未加入対策を推進するため、「社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ」を採択した[資料9]。

(以上)

第2回 社会保険未加入対策推進協議会（概要）

1. 開催日時等

平成24年10月31日（水）14:00～15:35

於 合同庁舎3号館10階共用会議室

2. 参加者

蟹澤教授（会長、芝浦工業大学）、水町教授（会長代行、東京大学）、建設業者団体75団体、その他関係団体14団体、厚生労働省職業安定局、同省労働基準局、同省年金局、同省保険局、国土交通省土地・建設産業局 等

3. 議事概要

（1）社会保険加入促進計画について

各団体から提出された59団体分の社会保険加入促進計画について、取りまとめ（この他11団体が検討中）。各団体の参考となる取り組みを事務局から紹介。[資料1・2]

（2）見積時の法定福利費の内訳明示に係る標準見積書案及び活用の進め方について

○各団体から提出された32団体分の標準見積書案等について、取りまとめ（この他28団体が検討中）。[資料1・3]

○標準見積書の活用を進めるに当たり、以下の事項を確認。[資料4]

- ・標準見積書を活用する中で生じる課題について、各団体や国交省において収集・整理し、社会保険未加入対策推進WGにおいて対応方針を検討する。
- ・「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年建設生産システム合理化推進協議会申合せ）を改訂し、見積時の法定福利費の明示等を盛り込む。
- ・標準見積書を活用した法定福利費の確保に向け、専門工事業者団体において、傘下企業に対し標準見積書を活用した見積もりの周知徹底、総合工事業者団体に対する専門工事業者団体が作成した標準見積書の活用と必要な経費確保の要請、必要に応じた標準見積書の改善等に取り組む。
- ・総合工事業者団体においては、法定福利費を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結など民間発注者への法定福利費確保の働きかけ、専門工事業者が作成する標準見積書を用いた見積もりの傘下企業に対する周知徹底、傘下企業に周知徹底を行った旨の専門工事業者団体への情報提供等に取り組む。
- ・国土交通省においては、上記の取組が円滑に進むよう、団体に対して働きかける。

（3）保険加入促進計画及び標準見積書案に係る申し合わせについて

各団体における社会保険加入促進計画の着実な実行や、法定福利費の確保に向けた標準見積書の活用を関係者が協力して進めることを確認するため、「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書及び社会保険加入促進計画を活用した保険未加入対策の更なる推進について」を協議会として申し合わせた。[資料5]

（4）その他

建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み（改訂版）や、建設業社会保険未加入問題Q&A、監督処分基準の改訂、民間発注者総合工事業団体に対する法定福利費の確保に係る通知を事務局から紹介。[資料6～10]

(5) 意見の概要

意見交換において以下のような意見があった。

- 10月に入ってから、地方も含めて、保険未加入問題に取り組もうという雰囲気になった。これから、標準見積書を活用した法定福利費の明示など、全てを周知せねばならないが、時間がかかることを知っておいて欲しい。（(社) 全国鉄筋工事業協会）
- ゼネコンがダンピング受注をやめない限り、他の経費が削減されるという不安は払しょくできない。元請から十分な経費を支払われなければ、未加入の下請を排除することは困難。ダンピング受注が全ての原因であることから、現場諸経費や本社経費を適切に計上するといった対策が必要ではないか。今後、国土交通省から地方公共団体、民間発注者へ働きかけるとしているが、文書だけでなく、具体的行動が必要。過当競争を繰り返している現状では、書き換えや指値要求に立ち向かえない。（(社) 全国鉄筋工事業協会）
- 国土交通省直轄土木工事においては現場管理费率式の見直しが行われたが、建築工事についても是非進めてほしい。（(社) 全国鉄筋工事業協会）
- 未加入の下請企業を元請が指導していない場合法令上の規制がないと実行性が無いのではないか。（(社) 全国鉄筋工事業協会）
- 協議会に参加していない企業や、建設業の許可を受けていない企業への対応方針を示してほしい。（(社) 全国鉄筋工事業協会）
- 未加入者の排除が先行して進んでいる現場がある。標準見積書を使用して法定福利費を明示しようとした業者が、出入禁止になった例もあるので、元請においてははっきりした伝達が必要。（(社) 全国鉄筋工事業協会）
- 個別企業が日空衛の試行に参加するためにも、標準見積書の活用については、業界全体で足並みをそろえてほしい。いわゆる「元請団体」を含め、標準見積書案をまだ作成していない団体には、速やかに作成するよう指導すべき。いわゆる「元請団体」や、今後検討中としている団体等について、作成状況を協議会メンバーに適時共有してほしい。（(一社) 日本空調衛生工事業協会）
標準見積書を検討中の専門工事業団体においては、速やかに検討を進め年内目途で提出して欲しい。作成状況は適時提供する。（国土交通省）
- 元請として発注者と契約を締結する際には、法定福利費の内訳を明示する必要はないのか。また、標準見積書については試行してから本格導入するとあったが、更に、団体に参加していない企業は標準見積書を活用しなくてもよいのか、改訂としている指針には、団体に加入していない者等も標準見積書を活用するように位置付けられるのか。（(一社) 日本空調衛生工事業協会）
元請として発注者と契約を締結する際にも、法定福利費を確保していくことが必要。試行と本格導入というように敢えてステージは分けずに、標準見積書をブラッシュアップしながら進めて行く方針。また、標準見積書を使用するかどうかは、最終的には個別企業の判断だが、標準見積書の活用で法定福利費を確保しやすく

なる、自社の経営事情の分析・把握にもつながるなどの効果が生まれる。標準見積書案については団体等のホームページで公表するので、団体に参加していない事業者においても参考にして頂きたい。(国土交通省)

- 保険未加入対策は、業界が一体となって実施することが大前提だが、専門工事業者や発注者等にも、その認識が薄い者がまだまだいる。保険未加入対策を進める上では、まず、工事の平準化が必要。塗装工事は仕上げの中でも最終段階に位置しており、急な増員や仕様の変更がどうしても発生する。技能労働者を社員化する上でも、工事の平準化を通じて、安定雇用できるような環境を作って欲しい。また、保険に加入するに当たって我々にインセンティブがあるとありがたい。今後、様々な課題が出てくると思うが、「やるんだ」という決意の下で進めると決めている。課題はひとつひとつ、皆で一緒に解決していきたい。(一社)日本塗装工業会)
- 今後の未加入者に対する指導監督については、業の許可を持っている主体への厳しい対応の他、許可を持っていない主体へはどうサンクションを与えるか、元請や発注者も含めて、全体としてバランスの取れたものにしていくことを検討して欲しい。また、労働者が請負かの判断について、分かりやすい事例を示した素材を今後作成する予定とのことだが、取り組みは明日(11月1日)から開始してしまうのに、今後作成していたのでは遅いのではないか。(協議会会長代行 水町教授)
- 取組を進めるに当たっては、労働基準局など厚生労働省とも連携する必要がある。また、例えば不法に伐採された木材は使っていないというの確認が、その企業の社会的道義として当たり前となっているように、法令遵守は発注者に対してアピールできる材料になるはず。優良な事業者に対する表彰など、法令を遵守し、労働者を守るという取組を進めていることを、業界としてアピールすることも大切。今後、様々な課題が出てくると思うが、具体的なアクションがあるからこそ生まれる課題でもある。国の支援をいただきながら、全体で取り組み、解決していきたい。(協議会会長 蟹澤教授) (以上)

社会保険加入促進計画

| | |
|------|-------------------|
| 団体名 | 一般社団法人 全国建設業協会 |
| 代表者名 | 会長 浅沼 健一 |
| 所在地 | 東京都中央区八丁堀 2-5-1 |
| 会員数 | 19,941社（平成24年6月末） |
| 主な業種 | 建設業 |

1. 基本的な方針

建設産業においては、法定福利費を適正に負担しない業者（保険未加入企業）が存在し、技能労働者の公的社会保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このため、社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険（健康保険、年金保険、雇用保険）の加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに事業者間の公平で健全な競争環境を構築する。

社会保険への加入促進については、行政、元請業者及び下請業者等が一体となって推進していくことが必要である。

（一社）全国建設業協会（以下、「全建」という。）は、地方の中堅・中小の元請業者の団体として自らに取り組むべき対策を明らかにするとともに、都道府県建設業協会（以下、「県協会」という。）の実情を踏まえた社会保険加入促進計画（以下、「促進計画」という。）を策定する。

一方行政に対し、本取り組みには業界を後押しする行政の役割が重要であるため、建設業界を取り巻く環境の整備の率先的、主導的な取り組み（別紙）を強く求める。

なお、全建は、県協会の会員企業（以下、「会員企業」という。）の協力を得て下請企業を含めた社会保険加入の実態把握を定期的に行い、調査結果に基づき促進計画を見直すことにより実効性のある取り組みを行う。

2. 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間の計画とする。

3. 取り組みの内容等

（1）会員企業等への周知・啓発

全建及び各県協会は、各自が発行する広報誌等を活用して会員企業等に周知するとともに、社会保険加入状況記載欄を設けた「全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿等の届出書）」の活用促進により周知・啓発に努める。

会員企業は、下請業者に対し業界を挙げて社会保険の加入促進に取り組んでいること、及び下請契約する際の法定福利費の明示に努め下請業者の保険加入を啓発する。

さらに、建設業界全体に「全建統一様式」を普及させることにより社会保険加入の周知・啓発に努める。

(2) 社会保険未加入事業者への対応

会員企業は、原則として社会保険加入業者と請負契約を行うとともに毎年一定時期に協力会社の社会保険加入状況をチェックし、社会保険未加入業者に対して加入促進に取り組む。

(3) ダンピング対策及び法定福利費の確保

全建及び各県協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。

会員企業は、自ら「脱ダンピング受注」に努めるとともに下請業者からの法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を求めるとともに法定福利費の適正な負担をするよう努める。

(4) 重層下請構造の是正

全建は、各県協会及び会員企業に対して必要最小限の下請負契約で済むよう、重層構造の解消に取り組む下請業者との優先的な発注を要請する。

また、会員企業に対し、各社の協力会等を通じて重層化を抑制するための分割下請の推進を要請する。

会員企業は、下請負契約の必要性、適法性をチェックして、施工力のある下請業者を選定するよう努める。

(5) 偽装請負等の是正及び一人親方対策

全建は、会員企業等に対して労務関係諸経費の削減を意図して請負契約の形式を取りながら実態は労働者として扱う偽装請負等を是正させるため、職業安定法や労働者派遣法を容易に理解できる資料を作成し請負・雇用に関するルールを徹底する。

会員企業は、「偽装請負」の是正や「一人親方」化の改善に努めるため、関係法令を十分に確認し下請業者等への指導を行う。

(6) 就労履歴管理への対応

全建は、国が推進する就労履歴管理システムの導入を目指している一般社団法人就労履歴登録機構への参加の是非を検討する。

(7) 社会保険未加入者の排除

全建は、各県協会及び会員企業に対して、定期的に行うアンケート調査の結果に基づき促進計画を見直しつつ、当面5年を目安に社会保険未加入業者との契約を行わないことや作業員の現場入場を認めないことを念頭において促進計画の推進に努力するよう要請する。

(別紙)

行政に対する要請

1. 「建設産業の再生と発展のための方策2011及び2012」に掲げられている公共工事の入札契約制度の改革等の方策と一体となった社会保険加入促進対策の推進
2. 法定福利費の必要経費としての適正な確保、及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底
3. 建設企業にとって公正な競争環境により適正な利潤が確保されるためのダンピング対策の推進
4. 公共工事における工事の平準化とすべての公共・民間発注者に起因する着工の遅れの解消、適正工期の確保についての指導の徹底
5. 現場や事業所で、混乱や過度な負担を回避するための漸進的・総合的な取り組み
6. 未加入対策を進めることによる影響と効果の的確な把握と、その状況に応じた速やかな施策の見直し